

第381会計隊大和派遣隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場	納期(履行)期限	見積依頼書公表日	決定方式	見積書提出期	見積りの日時	防衛省競争参加資格	備考
18	大和駐屯地厨房油水分離槽清掃業務ほか1件	陸上自衛隊大和駐屯地及び王城寺原演習場	6.7.31	6.4.15	総品目総額(税抜)	6.4.22(0900)	6.4.22(0900)		

- 4 参加資格：別紙
- 5 決定方式：総品目総額
- 6 問合せ先及び提出先

〒981-3684

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9

陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊(メールアドレス：381fintaiwa-int2@inet.gsdf.mod.go.jp)

電話 022-345-2191 (内線349)

電話 022-345-2191 (内線362)

FAX 022-345-4890

契約担当：渡邊

仕様書担当：目黒

(参加資格)

第5条 見積り合わせに参加することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることに限定した条件を付すことは行わず、当該資格を有しない者であっても見積を提出できることとする。
- (4) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを要件とする場合、C又はDの等級に格付けされている者及び当該契約担当官の求める地域の競争参加資格を有する者。ただし、見積提出依頼を行っても見積提出者がいない若しくは見積提出者との商議が不調となったために再度見積提出依頼を行う場合又は同一年度中に同一物品若しくは役務の調達においてオープンカウンター方式による見積提出依頼を行った結果、A又はBの等級に格付けされた事業者からしか見積の提出が確認されなかった場合に、A又はB等級まで範囲を拡大して見積提出依頼を行うことを妨げない。
- (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者であっても見積を提出できる条件の一つとして、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者。また、当該認定を受けていない中小企業・小規模事業者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者等、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官から参加が認められた者についても、見積提出者の対象に加えることとする。
- (6) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」又は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により、現に指名停止を受けているものと資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品調達等について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。「資本関係又は人的関係にある」場合とは、「入札及び契約心得」第3章第12項第2号に定めるとおりとする。
- (8) 現に指名停止を受けている者の下請負については、認めないものとする。
- (9) 「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約する者

オープンカウンター参加受付票

分任契約担当官陸上自衛隊大和駐屯地

第381会計隊大和派遣隊長 山田 健太 殿

1 件 名 : 大和駐屯地厨房油水分離槽清掃役務ほか
1件

2 見積提出期限 : 6.4.22 9時00分

3 参加希望業者名等

会社名、住所、代表者名、連絡先等

印

電話番号:

FAX番号:

担当者:

5 提出方法 (該当欄に○印を)

持参・FAX・メール	郵送

陸上自衛隊仕様書		
件名	仕様書番号	
大和駐屯地厨房油水分離槽清掃役務	R2	
	防省大臣承認	
	作成年月日	令和6年4月9日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	大和業務隊補給科 糧食班

1 役務場所

陸上自衛隊大和駐屯地：宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9
No. 111号建物の厨房油水分離槽1箇所

2 役務概要

本役務は役務場所の油水分離槽内部の沈殿汚泥及び油分汚水(以下「沈殿汚泥等」という。)を汲み取り、槽内洗浄を行った上、汲み取った沈殿汚泥等及び洗浄汚水を回収し、産業廃棄物処分場まで運搬し処分を行う。

3 役務完了時期

令和6年7月31日(水)

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書、関係法規及び監督官の指示により実施する。
- (2) 特に記載及び指示がない事項であっても、技術的に当然なすべき事項は積極的に実施する。
- (3) 軽微な変更については協議によるものとし、契約額の増額は行わない。
- (4) 役務中に施設等に損傷を与えた場合は、監督官に報告しその指示に従い速やかに原状に復旧する。
- (5) 作業実施日は工程等事前に監督官と協議し決定する。
- (6) 役務実施に当たり質疑等が生じた場合は、監督官の指示による。
- (7) 災害予防について万全の対策を講じ、充分留意するものとし、突発事故が生じた場合には、速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害・事故に伴う損害等は、全て請負者の負担とし、部隊側としての補償は一切行わない。
- (8) 役務完了の際は、請負者立会いのうえ検査官の検査を受けるものとする。もし手直しがある場合は、指定の期日までにこれを完成し報告するものとする。

5 特記事項

- (1) 各槽内部の沈殿汚泥等をバキューム車等により汲み取りし除去する。
- (2) 沈殿汚泥等の汲み取り後、各槽内部の壁面、仕切り板及び内部配管等の付属物は、ブラシ及び高圧洗浄機を用い洗浄水にて洗浄・除去したうえ洗浄汚水として汲み取る。なお、洗浄水は請負者側にて準備するものとする。
- (3) 汲み取り回収した沈殿汚泥等及び洗浄汚水は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物として適正に処分する。
- (4) 作業衣及び使用器具は油水分離槽の掃除専用のものである。また、作業は衛生的に行われるようにする。
- (5) 洗浄終了後、各槽内部に元の水位まで水を張ること。その際、張る水は全て請負者の負担とする。
- (6) 汚泥量：4.0 m³

6 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人通知
- (3) 工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 竣工届
- (6) 作業状況写真
作業の前・中・後・その他監督官が指示する箇所を撮影し、A4写真帳により提出する。
- (7) マニフェスト伝票
搬出した沈殿汚泥等及び洗浄汚水の処分の際に交付した産業廃棄物管理票(A, B 2, D, E)の写しを工期中に監督官に提出すること。
- (8) その他官側担当者の指示するもの

陸上自衛隊仕様書		
件名等	仕様書番号	
王城寺原演習場廠舎厨房油水分離槽清掃役務	R3	
	防省大臣承認	
	作成年月日	令和6年4月9日
	変更年月日	令和 年 月 日
	作成部隊等名	大和業務隊補給科 糧食班

1 役務場所

陸上自衛隊王城寺原演習場：宮城県加美郡色麻町王城寺
厨房油水分離槽4箇所

2 役務概要

本役務は役務場所の油水分離槽内部の沈殿汚泥及び油分汚水(以下「沈殿汚泥等」という。)を汲み取り、槽内洗浄を行った上、汲み取った沈殿汚泥等及び洗浄汚水を回収し、産業廃棄物処分場まで運搬し処分を行う。

3 役務完了時期

令和6年7月31日(水)

4 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書、関係法規及び監督官の指示により実施する。
- (2) 特に記載及び指示がない事項であっても、技術的に当然なすべき事項は積極的に実施する。
- (3) 軽微な変更については協議によるものとし、契約額の増額は行わない。
- (4) 役務中に施設等に損傷を与えた場合は、監督官に報告しその指示に従い速やかに原状に復旧する。
- (5) 作業実施日は工程等事前に監督官と協議し決定する。
- (6) 役務実施に当たり質疑等が生じた場合は、監督官の指示による。
- (7) 災害予防について万全の対策を講じ、充分留意するものとし、突発事故が生じた場合には、速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害・事故に伴う損害等は、全て請負者の負担とし、部隊側としての補償は一切行わない。
- (8) 役務完了の際は、請負者立会いのうえ検査官の検査を受けるものとする。もし手直しがある場合は、指定の期日までにこれを完成し報告するものとする。

5 特記事項

- (1) 各槽内部の沈殿汚泥等をバキューム車等により汲み取りし除去する。
- (2) 沈殿汚泥等の汲み取り後、各槽内部の壁面、仕切り板及び内部配管等の付属物は、ブラシ及び高圧洗浄機を用い洗浄水にて洗浄・除去したうえ洗浄汚水として汲み取る。なお、洗浄水は請負者側にて準備するものとする。
- (3) 汲み取り回収した沈殿汚泥等及び洗浄汚水は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物として適正に処分する。
- (4) 作業衣及び使用器具は油水分離槽の掃除専用のものである。また、作業は衛生的に行われるようにする。
- (5) 洗浄終了後、各槽内部に元の水位まで水を張ること。その際、張る水は全て請負者の負担とする。
- (6) 汚泥量：2.9 m³

6 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人通知
- (3) 工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 竣工届
- (6) 作業状況写真
作業の前・中・後・その他監督官が指示する箇所を撮影し、A4写真帳により提出する。
- (7) マニフェスト伝票
搬出した沈殿汚泥等及び洗浄汚水の処分の際に交付した産業廃棄物管理票(A, B2, D, E)の写しを工期中に監督官に提出すること。
- (8) その他官側担当者の指示するもの

市場価格調査依頼書

業者各位

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官
陸上自衛隊大和駐屯地
第381会計隊大和派遣隊長 山田 健太

1 市場価格調査

契約実施計画番号	4NIW11800230	品名		単位	数量	銘柄	納地	指定
調達要求番号	物品番号	部品番号・または規格				使用期限等	引渡場所	検査
		使用器材名				グループ	搬入場所	包装
4NMMIAN0301 0001	ST	仕様書番号			1.00		各地	
大和駐屯地厨房油水分離槽清掃役割 ほか1件							各地	
							各地	
				R2				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

- 2 市場価格調査提出日時
令和6年4月18日(木) 10時
- 3 市場価格調査提出場所
第381会計隊大和派遣隊

4 備考

市場価格調査のご協力を依頼します。

本物品について疑義がなく実情を勘案した価格(消費税を含まない金額)

本用紙を使用し金額の記入を、お願いします。

細部について問い合わせる場合は下記に連絡してください。

〒981-3621
宮城県黒川郡大和町吉岡宇西原21-9
陸上自衛隊大和駐屯地 第381会計隊大和派遣隊 契約班 担当：渡邊
電話 022-345-2191 (内線349)
FAX 022-345-4890

市場価格調査回答書

分任契約担当官 殿

別紙品目等内訳書のとおり回答する。

住所
会社名等
代表者名
担当者名 (責任者)
連絡先

